

公費負担制度

Q&A

令和3年8月
箱根町選挙管理委員会

目次

【 1 共通 】

| | | |
|----|--------------|------|
| Q1 | 公費負担の対象 | P. 1 |
| Q2 | 契約書の作成 | P. 1 |
| Q3 | 契約する金額 | P. 2 |
| Q4 | 公費負担の金額 | P. 2 |
| Q5 | 使用（作成）証明書の交付 | P. 2 |
| Q6 | 情報公開の対象 | P. 2 |
| Q7 | 書類の保管（その1） | P. 2 |
| Q8 | 書類の保管（その2） | P. 2 |

【 2 自動車の借入れ 】

| | | |
|-----|-------------------|------|
| Q9 | 公費負担の対象 | P. 3 |
| Q10 | 複数台を借入れる場合の公費負担 | P. 3 |
| Q11 | 備品等の付帯金 | P. 3 |
| Q12 | 選挙運動期間前からの借入れ | P. 3 |
| Q13 | 契約書に記載する借入れ | P. 3 |
| Q14 | 月極（1 か月）契約による借入れ | P. 4 |
| Q15 | レンタカー許可業者以外からの借入れ | P. 4 |
| Q16 | 選挙運動用自動車の借入額 | P. 4 |
| Q17 | 親族からの選挙運動用自動車の借入れ | P. 4 |
| Q18 | ハイヤー契約（一括契約） | P. 5 |

【 3 燃料の供給 】

| | | |
|-----|--------------------|------|
| Q19 | 公費負担の対象 | P. 5 |
| Q20 | 選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代 | P. 5 |
| Q21 | 2社以上のガソリンスタンドでの給油 | P. 5 |
| Q22 | 給油量、給油金額の記録 | P. 5 |
| Q23 | 投票日の給油 | P. 6 |

【 4 運転手の雇用 】

| | | |
|-----|-------------------|------|
| Q24 | 公費負担の対象 | P. 6 |
| Q25 | 選挙運動用自動車以外を運転した場合 | P. 6 |
| Q26 | 選挙運動期間以外の運転 | P. 6 |
| Q27 | 複数の運転手との契約 | P. 6 |
| Q28 | 運転手の宿泊代 | P. 7 |
| Q29 | 法人との運転手契約 | P. 7 |
| Q30 | 同一日に複数の運転手が運転した場合 | P. 7 |
| Q31 | 親族が運転した場合の公費負担 | P. 7 |

【 5 選挙運動用ビラの作成 】

| | | |
|-----|----------------------|------|
| Q32 | 公費負担の対象 | P. 7 |
| Q33 | 選挙運動用ビラの規格 | P. 7 |
| Q34 | 公費負担額の計算方法 | P. 8 |
| Q35 | 選挙運動用ビラの頒布方法 | P. 8 |
| Q36 | 選挙運動用ビラ以外の印刷物を発注した場合 | P. 8 |

【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

| | | |
|-----|-----------------------------|-------|
| Q37 | 公費負担の対象（その1） | P. 9 |
| Q38 | 公費負担の対象（その2） | P. 9 |
| Q39 | 選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合（その1） | P. 9 |
| Q40 | 選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合（その2） | P. 9 |
| Q41 | 公費負担額の計算方法 | P. 9 |
| Q42 | 作成するポスターの上限枚数 | P. 10 |

【 7 選挙運動用通常葉書の交付または郵送 】

| | | |
|-----|-------------------|-------|
| Q43 | 交付及び郵送時の注意点 | P. 10 |
| Q44 | 選挙運動用通常葉書を手渡しすること | P. 10 |
| Q45 | 選挙運動用通常葉書の費用 | P. 11 |

【 1 共通 】

Q1 選挙運動用費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか？

A1 次の費用が公費負担の対象となります。ただし、供託金を没収される候補者には適用されません。また、公費負担を受ける場合には、候補者が請負業者等と有償契約を書面にて締結する必要があります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用に係る費用が対象となります。

①一般運送契約（ハイヤー契約）の場合

◆一般乗用旅客自動車運送事業者との一括契約に係る費用

②一般運送契約以外の契約（個別契約）の場合

請負業者等との個別契約に係る費用

◆自動車の借入費用

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※同一日にハイヤー契約と個別契約の両方を使用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

(3) 選挙運動用ポスターの作成

Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A2 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（請負業者等）と有償による契約を書面にて締結し、選挙管理委員会に届出する必要があります。また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の（1）～（6）の内容が記載されている必要があります。

- (1) 有償契約であること
- (2) 契約期間
- (3) 契約金額
- (4) 車両が特定（車種、登録番号等）されていること
- (5) 契約年月日
- (6) 借受人が候補者であること

Q3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A3 条例はあくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められます。しかし、本制度は候補者の選挙運動用費用を公費で負担するものですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

Q4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。

Q5 使用（作成）証明書を契約業者等に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A5 使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づいて作成するものですので、契約履行後直ちに作成し、契約業者等へ交付することになります。

Q6 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A6 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

Q7 公費負担制度を正しく利用するために必要な書類や、保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておくことで公費負担の請求時などに手続きがスムーズに行えます。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番等の必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けされています。

Q8 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが、どのようにすればいいですか？

A8 契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となります。納品書等の書類は、事実関係を証明するために必要となるので、大切に保

管してください。

【 2 自動車の借入れ 】

Q9 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか？

A9 主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会から交付される表示板を取り付けた車両です。候補者1人につき1台となります。

Q10 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台借りますが、2台とも公費負担の対象となりますか？

A10 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、全て公費負担の対象となりますか？

A11 車両本体のみが公費負担の対象であるため、「基本料金」以外の看板やスピーカー一等の付帯料金は対象となりません。車両本体以外の費用が含まれているのであれば、車両本体とそれ以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q12 選挙運動期間前から借入れをしたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A12 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となり、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分のみ公費負担の対象期間となります。

Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのようにしたらよいですか？

A13 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて契約する場合は、その

契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られていますので、前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q14 月極（1か月）契約により借入れた場合、公費負担の対象となる金額は？

A14 選挙運動用自動車借入りに係る公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し公費負担する制度となっていますので、契約にあたっては1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」のように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合は、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（15,800円を超える場合は、15,800円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た金額が対象となります。

Q15 レンタカーの許可業者以外の者から借入れすることはできますか？

A15 公費負担制度における自動車の借入れについては、次に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。したがって、知人等と有償契約を締結し借入れした場合も公費負担の対象となります。

(1) ハイヤー契約の相手方は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

(2) 個別契約により、候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れはできません。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればよいですか？

A16 契約金額は契約当事者の合意により定められます。しかし、本制度は候補者の選挙運動用費用を公費で負担するものですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の対象となりますか？

A17 生計を一にする親族から借入れる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q18 ハイヤー契約（一括契約）を行う場合の注意すべき点を教えてください。

A18 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【 3 燃料の供給 】

Q19 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A19 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q20 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか？

A20 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代のみが公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象となりません。

Q21 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担申請することはできますか？

A21 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方の金額となります。）ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となります。

Q22 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A22 公費負担請求時には、給油伝票（写し）の添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には、次のことが記載されていることが必要です。

- (1) 給油日
- (2) 給油量
- (3) 車番（登録番号）
- (4) 給油金額

Q23 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため投票日に給油したが、公費負担の対象となりますか？

A23 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日）となるため、公費負担の対象となりません。

【 4 運転手の雇用 】

Q24 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか？

A24 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。（1日あたりの上限額12,500円）なお、運転手個人との有償契約を締結する必要があります。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

Q25 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A25 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象となりません。

Q26 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A26 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q27 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は公費負担の対象となりますか？

A27 公費負担の対象は1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。しかし、同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

Q28 契約した運転手の宿泊代は公費負担の対象となりますか？

A28 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象なりません。

Q29 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象となりますか？

A29 運転手個人との契約に限り公費負担の対象となり、法人との運転手派遣契約は対象なりません。なお、ハイヤー契約の場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約のみが公費負担の対象となります。

Q30 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか？

A30 公費負担の対象は1日当たり1人のため、2人目については対象なりません。2人目の運転手の報酬については、選挙労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、または選挙運動員として無報酬とするなどが考えられますが、いずれも公費負担の対象とはなりません。

Q31 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？

A31 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用契約を締結した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象なりません。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

【 5 選挙運動用ビラの作成 】

Q32 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A32 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象となります。

Q33 選挙運動用ビラには規格などの制約がありますか？

A33 枚数や規格については、次のとおりです。

- (1) 枚数 議会議員選挙 1,600枚、町長選挙 5,000枚
- (2) 種類 2種類以内
- (3) 規格 長さ 29.7cm×幅 21cm (A4判) 両面印刷可能

(4) 記載内容 ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。それ以外の記載内容については、特に制限はありません。

(5) 証紙の貼付 町選挙管理委員会に届出し、交付される証紙を貼り付けなければなりません。

Q34 ビラ作成の契約金額が「単価限度額×枚数限度」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A34 公費負担の限度額は「単価限度額×枚数限度」により算出されますが、作成単価及び作成枚数のそれぞれに限度が定められています。そのため、公費負担の対象となる金額については、実際の作成単価及び作成枚数と、単価限度額及び枚数限度を、それぞれ比較して少ない方同士を掛け合わせたものとなります。

※議会議員選挙の場合

| 【 例 1 】 | 単 価 | 枚 数 | 金 額 |
|---------|--------|---------|----------|
| 実際の契約内容 | 6.00 円 | 1,500 枚 | 9,000 円 |
| 条例の限度 | 7.51 円 | 1,600 枚 | 12,016 円 |
| 公費負担適用 | 6.00 円 | 1,500 枚 | 9,000 円 |

| 【 例 2 】 | 単 価 | 枚 数 | 金 額 |
|---------|--------|---------|----------|
| 実際の契約内容 | 5.00 円 | 2,000 枚 | 10,000 円 |
| 条例の限度 | 7.51 円 | 1,600 枚 | 12,016 円 |
| 公費負担適用 | 5.00 円 | 1,600 枚 | 8,000 円 |

Q35 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法がありますか？

A35 次の方法に限り頒布が認められており、その他の方法による頒布はできません。

- (1) 新聞折込みによる頒布
- (2) 候補者の選挙事務所内における頒布
- (3) 個人演説会場内における頒布
- (4) 街頭演説の場所における頒布

Q36 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A36 例として、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考え

られますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをおすすめします。

【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

Q37 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A37 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

Q38 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A38 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（ただし、金額、作成枚数に上限があります。）例として、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q39 選挙運動用ポスターとあわせて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、あわせて公費負担の対象となりますか？

A39 選挙運動用ポスターの作成に係る費用のみが公費負担の対象となります。

Q40 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A40 例として、同様のデザインで、ポスターの規格等が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをおすすめします。

Q41 ポスター作成の契約金額が「単価限度額×枚数限度」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A41 公費負担の限度額は「単価限度額×枚数限度」により算出されますが、作成単価及び作成枚数のそれぞれに限度が定められています。そのため、公費負担の対

象となる金額については、実際の作成単価及び作成枚数と、単価限度額及び枚数限度を、それぞれ比較して少ない方同士を掛け合わせたものとなります。

※ポスター掲示場数が 92 か所の場合

| 【 例 1 】 | 単 価 | 枚 数 | 金 額 |
|---------|----------------|-------------|------------------|
| 実際の契約内容 | 3,000 円 | 90 枚 | 270,000 円 |
| 条例の限度 | 3,901 円 | 92 枚 | 358,892 円 |
| 公費負担適用 | <u>3,000 円</u> | <u>90 枚</u> | <u>270,000 円</u> |

| 【 例 2 】 | 単 価 | 枚 数 | 金 額 |
|---------|----------------|-------------|------------------|
| 実際の契約内容 | 3,000 円 | 100 枚 | 300,000 円 |
| 条例の限度 | 3,901 円 | <u>92 枚</u> | 358,892 円 |
| 公費負担適用 | <u>3,000 円</u> | <u>92 枚</u> | <u>276,000 円</u> |

Q41 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A41 ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数には、限度が定められています。また、原則として選挙運動用ポスターはポスター掲示場以外の場所には掲出できませんので、ご注意ください。

【 7 選挙運動用通常葉書の交付または郵送 】

Q42 選挙運動用通常葉書の交付または郵送にあたって注意すべき点はあるか？

A42 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。通常葉書を使用できる枚数は、公職選挙法により定められています。日本郵便株式会社小田原郵便局で葉書の交付を受ける方法と、手持ちの官製葉書または私製葉書を日本郵便株式会社小田原郵便局で選挙用の表示を受けて選挙郵便物とする方法があります。差し出す場合は、必ず、町選挙管理委員会から交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、日本郵便株式会社小田原郵便局の窓口へ提出してください。ポストに投函すると配達されません。

※使用枚数 議会議員選挙 800 枚、町長選挙 2,500 枚

Q43 選挙運動用通常葉書を路上で手渡しで配ることは可能ですか？

A43 通常葉書の頒布は郵便に限られており、その他の方法による頒布は認められていません。

Q44 選挙運動用通常葉書の作成費用について、公費負担の適用はありますか？

A44 公費負担の対象となるのは、郵送代のみとなるため、作成費用については公費負担の対象とはなりません。